

新（平成28年6月1日農林水産省告示第1263号）	旧
<p>四 格付の実施方法</p> <p>1 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 出荷後に生産情報公表豚肉の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項</u></p> <p><u>(5)～(7) (略)</u></p> <p>2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>四 格付の実施方法</p> <p>1 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)～(6) (略)</u></p> <p>2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実に認められること。</p> <p>3・4 (略)</p>